

「日 ASEAN のサプライチェーンの変革共創に向けた政策検討に係る調査事業」 に係る公募について

1. 事業趣旨・目的

我が国と ASEAN との間のサプライチェーンをめぐる情勢は、その時代のありさまを反映して常に変化してきた。1990 年代以降、製造業をはじめとする多くの日本企業が ASEAN を重要拠点と位置づけ、域内経済統合に向け努力を続ける ASEAN と共に、地域のサプライチェーンの構築に貢献し、win-win の関係を築いてきた。2020 年代現在、ASEAN は、世界の成長センターとして目覚ましい経済発展を遂げている。

一方で、2020 年初頭には、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大が発生し、ASEAN においても集団感染や出社規制等により、工場が稼働停止し、国際的な経済活動に影響が発生した。感染拡大から 1 年以上が経過する今なお、ASEAN 各国において過度な規制を実施する例があり、ASEAN 各国及び現地の日系企業の関心は、これまで構築してきた地域のサプライチェーン強靱化に向けられている。

さらに世界へ目を向ければ、サプライチェーンに対して、環境や人権に関して適切な配慮を要請する国際世論が顕在化しており、こうした国際世論への対応も必要となっている。

上記のように、サプライチェーンをめぐる情勢は常に変化することを踏まえると、日本企業が製造業をはじめとしてこれまで培ってきたサプライチェーンを維持し、かつ強みを活かしさらに発展できるような事業環境を整備することが求められている。

加えて、ASEAN では、都市部の深刻な交通渋滞や地域間の経済格差など経済発展に伴う社会課題への対応が急務となっている。これと、日本を上回る速度で進むデジタルイノベーションとが融合し、ASEAN では、デジタル技術を活用し、社会課題をビジネスにより解決しようとする動きが加速している。これを踏まえると、我が国が構築してきたサプライチェーンについても、従来のようにモノの生産に特化するのではなく、デジタル技術等も活用して、社会課題解決に資するモノ・サービスを提供し、新たな価値を創造する機能を備えていくような取組も、今後日本企業が ASEAN の求める持続的・包摂的な成長に貢献し、新たな市場を獲得していくために、求められていく可能性がある。

日 ASEAN のサプライチェーンの変革共創に向けた政策検討に係る調査事業（以下、「本事業」という。）では、日 ASEAN のサプライチェーンにおける個別具体の実情や課題、日本企業の ASEAN 地域における先進的な取組等を調査する。また、有識者による議論等を通じて、今後の日 ASEAN サプライチェーンの発展に向けて必要な論点や方向性を整理する。

2. 業務内容

受託者は、日・アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）事務局の機能をバンコク事務所において担う一般財団法人海外産業人材育成協会（以下、「AOTS」という。）から委託を受けて、①及び②の調査の実施並びに③の研究会の運営を行う。

- ① 製造業をはじめとした、日 ASEAN が従来築いてきたサプライチェーンにおける、個別具体の実情や課題の調査、及び日本企業の先進的な取組事例の調査（以下、「①製造業をはじめ

めとして従来築いてきたサプライチェーンに関する調査」という。)

- ② ASEAN における所得水準の向上、社会課題の顕在化、持続可能性や包摂性等の価値への対応といった事業環境変化に合わせて、今後日本企業が ASEAN とのサプライチェーンにおいて、従来のようにモノの生産に特化するのではなく、デジタル技術等も活用して、社会課題解決に資するモノ・サービスを提供し、新たな価値を創造する機能を備えていくことが有望と見込まれる業種・市場セグメントの調査、及び日本企業の先進的な取組事例の調査（以下、「②新たな価値を創造する機能を備えたサプライチェーンに関する調査」という。)
- ③ 日 ASEAN のサプライチェーン変革共創に向けた政策の論点整理や方向性に係る議論を行うための研究会の運営（以下、「③研究会運営」という。)

その他、事業目的を達成する上で有効な取組がある場合には、AMEICC 事務局及び経済産業省と協議の上で、必要に応じて実施することとする。

3. 具体的な業務の内容及び実施方法

- 1) ①製造業をはじめとして従来築いてきたサプライチェーンに関する調査及び②新たな価値を創造する機能を備えたサプライチェーンに関する調査について

a) 内容

以下に該当する事例等を調査する。

- ・（主に①製造業をはじめとして従来築いてきたサプライチェーンに関する調査を念頭に）各拠点（工場や店舗等）及びサプライチェーン全体での、デジタルをはじめとした新たな技術の利活用によるサプライチェーンの強靱化・生産性向上・多元化等に向けた課題及び事例。
- ・（主に②新たな価値を創造する機能を備えたサプライチェーンに関する調査を念頭に）日本企業が有する強みを活かし、サプライチェーン全体で ASEAN の新たな市場を創出・獲得できると見込まれる業種・市場セグメントの特定、当該セグメントでの課題及び事例。

なお、経済産業省による先行調査によって、ASEAN において「農業」「ヘルスケア」「ロジスティクス」といった産業・業種単位で社会課題解決ニーズが一定程度見込めることは既に把握しているため、本事業では、それら産業・業種がデータの流通も含めたサプライチェーンとしてどのように構成されているか細分化し、サプライチェーン全体の中での具体的なビジネスイメージが湧くような粒度で、調査すること。

（参考）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/cooperation/oda/adxreport_210324_sea_india_taiwan.html

- ・ サプライチェーンの高度化へ向けた企業内及び企業の枠を超えたデータの収集・加工・流通等の利活用にかかる課題（サイバーセキュリティ含む）及び事例。
- ・ 持続可能性・包摂性・人権といった共通価値への対応・適応の課題及び事例。

- ・ デジタル等の高度な業務を担う人材を日 ASEAN ワイドで育成・活用する上での課題及び事例。

b) 実施方法

- ・ デスクワークを通じて情報収集・整理を行い、日 ASEAN の代表的な産業について網羅的に調査する。
- ・ 日系企業及び系列・提携企業等に対してヒアリングを行うだけでなく、可能な限り ASEAN 各国の官公庁や主要都市における地方自治体等の公的機関、商工会議所や関連企業等の産業界等にもヒアリングを行い、情報収集する。なお、ヒアリングは、オンラインもしくは対面のいずれかで行うこと。
- ・ 調査の一部を調査会社またはネットワークを有した専門家等へ再委託する場合には、受託者が精算まで含め管理すること。
- ・ ヒアリング調査は、特定地域における3～5程度の業種を対象とする（例えば、「タイにおける日用品サプライチェーン」という単位で一つの業種として扱う）。調査対象を選定する際は、当該業種の調査によって得られる示唆が、他地域・他業種へ展開可能な領域を選定すること（例えば、「タイにおける日用品サプライチェーン」を調査対象として選択する場合、「タイ」以外の地域の「日用品サプライチェーン」、または「他業種のサプライチェーン」についても、調査内容が適応可能と見込まれることが望ましい）。
- ・ 当該調査実施にあたっては、政策の方向性を指し示すのみならず、ビジネス実務に紐づき、民間企業の行動変容に向けた誘引となる具体的な粒度まで成果を落とし込むこと。

2) ③研究会運営について

a) 内容

今後の日 ASEAN 政策の指針とするため、有識者による研究会を運営し、日 ASEAN のサプライチェーンの変革共創に向けた政策の論点整理や方向性に係る提言書の取りまとめを行う。

b) 実施方法

2022年1月から4月末までに、複数名の有識者が参加する研究会を2~3回程度開催する。受託者はその際の事務局機能を担い、また、研究会における議論に向けて必要な資料や議事録等を作成する。当該資料には、上述の調査によって得られた事例やそれを類型化・分析した結果及び提言等を、可能な範囲で記載する。

有識者の人選や具体的な開催日調整は、受託者が、AMEICC 事務局及び経済産業省と相談しながら行う。なお、有識者の人選について、受託者からの積極的な提案を歓迎する。

また、研究会は、オンライン形式、対面形式、あるいはオンライン形式と対面形式との混合により実施する。

4. 留意事項

本事業は、日本と ASEAN 各国の政府・企業関係者と密に連絡を取る必要があるため、受託者においては、日本及び ASEAN 地域の双方におけるネットワークを有し、情報収集や連絡調整等の柔軟な対応ができることが望ましい。また、本事業の実施にあたっては、AMEICC 事務局に加えて経済産業省アジア大洋州課ともよく連携すること。

5. 成果物

(1) 成果物：

- ① 日 ASEAN のサプライチェーンの変革共創に向けた政策検討に係る調査事業報告書
(日)
- ② 日 ASEAN のサプライチェーンの変革共創に向けた政策検討に係る調査報告書サマ
リー (日・英)
- ③ 日 ASEAN のサプライチェーンの変革共創に向けた研究会の開催報告書 (日)
- ④ その他関連資料

(2) 納品形態：電子媒体

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (3) 提出期限：成果物 (中間報告) | 2022 年 3 月 31 日 (木) |
| 成果物 (最終報告原案) | 2022 年 4 月 28 日 (木) |
| 成果物 (最終報告) | 2022 年 5 月 31 日 (火) |

提出場所：以下の①、②が指定するデータ送付方法及び送付先に従って、それぞれに対して提出すること。また適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。

① (一財) 海外産業人材育成協会 バンコク事務所内 AMEICC 事務局

Amarin Tower 12F, 496-502 Ploenchit Rd, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330,
Thailand

Tel: +66-2-255-2370

② 経済産業省アジア大洋州課 (ASEAN 地域担当)

東京都千代田区霞が関 1-3-1

Tel: +81-3-3501-1953

6. 契約要件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：1 件
- (3) 契約期間：契約日 (2021 年 12 月～2022 年 1 月の予定) より 2022 年 5 月 31 日までとする。
- (4) 予算規模：40,000,000 円 (消費税を含む。) を上限とする。なお、最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。なお、受託者は、委託業務の 50%以上を第三者に委託すること (請負その他委託の形式を問わず、委託業務の一部を第三者に委託すること。以下、「再委託」という。) はできない。また、一般管理費の算定は、再委託費を除いた直接費に一般管理費率を乗じ

て行い、一般管理費率は10%を上限とする。

- (5) 協会の契約者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）の契約者は、本業務が AMEICC 事業の一環である関係から、AMEICC 事務局代表を兼務する AOTS バンコク事務所長とする。
- (6) 支払い：年度毎に受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として現地調査を行って支払額を確定し、精算払いする（円貨により銀行振込）。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

7. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (3) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 日本に法人格を有するものであること。
- (6) 2021 年 11 月において有効な、国の各省各庁における競争参加者資格審査により、役務提供等（調査・研究）の「B」の等級又はそれ以上の等級に格付けされている競争参加資格を有する者であること。
- (7) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く）。

8. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記 7. の応募資格を満たしていることを確認し、2021 年 12 月 7 日（火）午後 4 時まで【必着】に、下記 9. の応募書類を電子媒体にて以下へ E-mail により提出すること。

（注）下記 9. の応募書類の「(1) 公募申請書（この時点では押印不要）」については、事前（11 月 30 日（火）午後 3 時まで）に、E-mail 添付で下記へ送付し、本競争参加の意思表示を行うこと。押印版は他の応募必要書類とともに、改めて提出すること。

質疑については 11 月 30 日（火）午後 3 時まで E-mail で受付け、参加の意思表示をされた方に 12 月 3 日（金）午後 4 時までに回答を開示するものとする。

応募書類の宛先

一般財団法人海外産業人材育成協会
経済連携推進部 AMEICC 事務局支援グループ
担当：鮎合（あいごう）、上井（うえい）
TEL：03-3888-8213
E-mail：kobo-ameshien-wc@aots.jp

9. 応募書類

- (1) 公募申請書
- (2) 企画提案書
 - ①様式第1 業務従事予定者の経歴、職歴、学歴、資格
 - ②様式第2 類似業務経験
 - ③様式第3 業務支援体制
 - ④様式第4 作業計画・要員計画
 - ⑤様式第5 受託業務費見積書
- (3) 会社概要（事業概要）書
- (4) 直近3年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（企業の単体ベース。ただし、連結がある場合には、連結決算書も併せて提出）
- (5) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書／3ヶ月以内のもの）
- (6) 2021年11月において有効な国の各省各庁における資格審査結果通知書（全省庁統一資格）
※（1）、（2）は、所定の様式（当協会ホームページの本企画競争公告よりダウンロード可）

10. 審査方法

- (1) 提出された応募書類に基づき、企画競争方式（技術審査及び価格）による審査を行う。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。
技術審査項目：
 - ・提案内容（提案内容の妥当性・独創性、実施方法の妥当性・独創性）
 - ・組織の経験・能力（類似業務の経験、業務実施能力）
 - ・業務従事者の知識・経験（業務分野に関する知識、業務歴、資格等）
- (2) 審査結果（採択または不採択の決定）は、速やかに通知するものとする。なお、採択・不採択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。
- (3) 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用する。なお、提出書類は返却しないので、留意すること。

1 1. 問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

経済連携推進部 AMEICC 事務局支援グループ

E-mail: kobo-amcshien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、E-mailにて受け付ける。

以上